

# 規約の一例

これから規約を作ろうとされる団体さんへ

## (例)

この例はあくまで、参考のための一例ですので、作成の場合は各団体の実情にあわせ、項目の付け足しや削除をしてください。

その他 ○○○会会則  
○○○会の規則  
など

## ○○○会規約

(名称および事務所)

第1条 この会は、○○○会と称し、事務所を草津市△△△町▲番地に置く。

定めることができ  
れば項目を設  
けてください。

(構成員)

第2条 この会は、\_\_\_\_\_をもって構成する。

(目的)

第3条 この会は、\_\_\_\_\_を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) \_\_\_\_\_に関する事業
- (2) \_\_\_\_\_に関する事業
- (3) \_\_\_\_\_
- (4) \_\_\_\_\_
- (5) \_\_\_\_\_

行う事業につい  
て、いくつか箇条  
書きで書いてく  
ださい。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長 1人 副会長 ○人 会計 ○人  
事務局長 ○人

少なくとも会長（代表者）  
と会計を置いてくださ  
い。その他の役職は必要  
に応じ書いてください。

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は会員で互選する。
- (2) 副会長は、会長が指名する。
- (3) 会計は、会長が指名する。

役員を選出方法が決まっていれば、書いてください。

(役員を任務)

第7条 役員を任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、会計簿の管理のほか、この会の財務を統括する。
- (4) 事務局長は、この会の事務を統括する。

役員を任務を書いてください。

(役員を任期)

第8条 役員を任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって、選任された役員を任期は、前任者の残任期間とする。

任期がある場合のみ記載してください。

(会議)

第9条 この会を会議は次のとおりとする。

- (1) 総会 総会を会員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が指名する。構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長を決するところによる。
- (2) 役員会 役員会を役員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長とする。構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長を決するところによる。

(経費)

第10条 この会を経費は、会費をもってあてる。

(会計年度)

第11条 この会を会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約を変更)

第12条 この規約を変更するときは、総会を議決を経なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるものの他、必要事項については、会長が定める。

付 則

- 1 この規約は、平成 年 月 日より施行する。